

平成26年6月5日

各 位

会 社 名 ポバール興業株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 神田 隆生
(コード番号：4247 名証第二部)
問 合 せ 先 取締役管理部長 坂 倉 満
(TEL 052-419-1827)

募集株式の払込金額及びブックビルディングの仮条件決定のお知らせ

平成26年5月22日開催の当社取締役会において決議いたしました公募による募集株式発行等につきましては、払込金額等が未定でありましたが、平成26年6月5日開催の当社取締役会において、下記のとおり決定いたしましたので、お知らせ申し上げます。

記

1. 公募による募集株式発行の件

- (1) 募集株式の払込金額 1株につき 金 790.50円
(ただし、引受価額が払込金額を下回る場合は、当該募集株式の発行を中止する。)
- (2) 募集株式の払込金額の総額 197,625,000円
- (3) 仮 条 件 930円から980円
- (4) 仮条件の決定理由等
当該仮条件は、当社の事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見及び需要見通し、現在の株式市場の状況、最近の新規上場株式の株式市場における評価並びに上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に勘案して決定いたしました。

2. 第三者割当増資による募集株式発行の件

- (1) 募集株式の払込金額 1株につき 金 790.50円
- (2) 募集株式の払込金額の総額 29,643,750円

3. 販売先指定の件（親引け）

当社が、東海東京証券株式会社に対し、販売を要請している親引け先の概況については以下の通りです。

(1) 親引け先の状況等

- ① 親引け先の概要 ポバール興業従業員持株会
(理事長 吉村 仁利)
名古屋市中村区野田町字中深30番地
- ② 当社と親引け先との関係 当社の従業員持株会であります。
- ③ 親引け先の選定理由 従業員の福利厚生のためであります。

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

- ④ 親引けしようとする株式の数 未定（募集株式のうち、10,000株を上限として、平成26年6月16日（発行価格等決定日）に決定される予定。）
- ⑤ 株券等の保有方針 長期保有の見込みであります。
- ⑥ 払込みに要する資金等の状況 当社は払込みに要する資金として、従業員持株会における積立て資金の存在を確認しております。
- ⑦ 親引け先の実態 当社の従業員で構成する従業員持株会であります。
- (2) 株券等の譲渡制限 親引け先のロックアップについては、下記【ご参考】の「2. ロックアップについて」をご参照下さい。
- (3) 販売条件に関する事項 販売価格は、仮条件における需要状況等を勘案した上で決定する公募による募集株式の発行価格と同一となり、発行価格等決定日に決定される予定です。

(4) 親引け後の大株主の状況

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する 所有株式数の 割合 (%)	公募による募集 株式発行後の所 有株式数 (株)	公募による募 集株式発行後 の株式総数に 対する所有株 式数の割合 (%)
神田 隆生	名古屋市市中村区	472,230	45.85	472,230	36.90
神田 くみ子	名古屋市市中村区	123,650	12.01	123,650	9.66
神田 亜希	名古屋市市中村区	74,110	7.20	74,110	5.79
神田 有華	名古屋市市中村区	74,110	7.20	74,110	5.79
神田 朝子	名古屋市市中村区	50,120	4.87	50,120	3.92
神田 誠太郎	名古屋市市中川区	36,000	3.50	36,000	2.81
堀田 忍	愛知県稲沢市	36,000	3.50	36,000	2.81
中島 幸子	愛知県北名古屋市	35,020	3.40	35,020	2.74
ポパール興業従業員持株会	名古屋市市中村区野田町 字中深30番地	19,370	1.88	29,370	2.29
畔柳 修	愛知県西尾市	16,200	1.57	16,200	1.27
計	—	936,810	90.96	946,810	73.98

- (注) 1. 所有株式数及び株式総数に対する所有株式数の割合は、平成26年5月22日現在のものです。
2. 公募による募集株式発行後の所有株式数並びに公募による募集株式発行後の株式総数に対する所有株式数の割合は、平成26年5月22日現在の所有株式数及び株式総数に、公募による募集株式発行及び親引け（10,000株として算出）を勘案した場合の株式数及び割合になります。
3. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

(5) 株式併合等の予定の有無及び内容 該当事項はありません。

(6) その他参考になる事項 該当事項はありません。

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

【ご参考】

1. 公募による募集株式発行及び株式売出しの概要

(1) 募集株式の数及び売出株式数

- | | | |
|----------|------|-------------------------------|
| ① 募集株式の数 | 普通株式 | 250,000株 |
| ② 売出株式数 | 普通株式 | オーバーアロットメントによる売出し 37,500株 (※) |

- (2) 需要の申告期間 平成26年6月9日（月曜日）から
平成26年6月13日（金曜日）まで

- (3) 価格決定日 平成26年6月16日（月曜日）
（発行価格及び売出価格は、募集株式の払込金額以上の価格で、仮条件における需要状況等を勘案した上で決定する。）

- (4) 募集・売出期間 平成26年6月18日（水曜日）から
平成26年6月20日（金曜日）まで

- (5) 払込期日 平成26年6月24日（火曜日）

- (6) 株式受渡期日 平成26年6月25日（水曜日）

(※) 上記のオーバーアロットメントによる売出しは、公募による募集株式発行に伴い、その需要状況を勘案し、東海東京証券株式会社が行う売出しであります。したがって上記のオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、東海東京証券株式会社が当社株主である神田隆生（以下、「貸株人」という。）から借入れる株式であります。これに関連して、当社は、平成26年5月22日及び平成26年6月5日開催の取締役会において、東海東京証券株式会社を割当先とする当社普通株式37,500株の第三者割当増資（以下、「本件第三者割当増資」という。）の決議を行っております。

また、東海東京証券株式会社は、平成26年6月25日から平成26年7月18日までの間、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、名古屋証券取引所において、オーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限（上限株式数）とする当社普通株式の買付け（以下、「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。

東海東京証券株式会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式について、当該株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部または一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、または発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、東海東京証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

2. ロックアップについて

公募による募集株式発行に関連して、貸株人である神田隆生、当社株主である神田くみ子、神田亜希、神田有華、神田朝子、中島幸子、畔柳修、舟橋直希、美和順成、安井正己、松岡重光、上園明文、坂倉満、松井孝敏、久野拓郎、蟻坂和彦、伊東和男、鶴飼充、内田光洋、小濱尚希、斉藤秀明、酒井直樹、玉腰文彦、塘剛史、望月晴雄、樫山政道、藪律男及び江藤英明は、東海東京証券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後180日目の平成26年12月21日までの期間（以下、「ロックアップ期間」という。）中、東海東京証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等を行わない旨合意しております。

また、当社は東海東京証券株式会社に対し、ロックアップ期間中は東海東京証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換される有価証券の発行または当社株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行（ただし、公募による募集株式発行、株式分割、ストックオプションとしての新株予約権の発行及びオーバーアロットメントによる売出しに関連し、平成26年5月22日開催の当社取締役会において決議された東海東京証券株式会社を割当先とする第三者割当増資等を除く。）等を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、東海東京証券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

また、親引け先は、東海東京証券株式会社に対して、当該親引けにより取得した当社普通株式について、払込期日から株式受渡期日（当日を含む）後180日目の日（平成26年12月21日）までの期間、継続して所有する旨の書面を差し入れる予定であります。

以上

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。